

防犯は 日ごと 家ごと
地域ごと

春の防犯活動実施中
5月10日まで

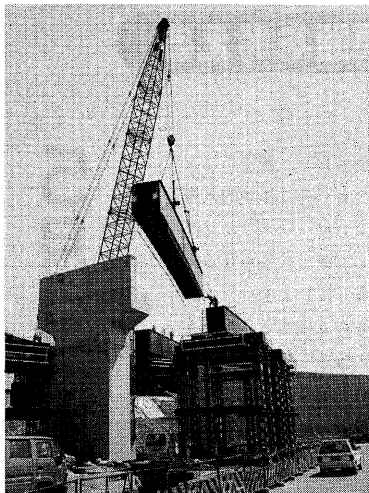
宇治市政だより

5/1

昭和62年
(1987年)

第772号

発行 京都府宇治市
編集 広報課
〒611 京都府宇治市
宇治琵琶33番地
電話 (0774) 22-3141
●毎月1日・11日・21日発行



▲クレーン車でつり上げられ、鋼鉄製ブロックが架設される(仮)宇治川橋

京滋バイパス 宇治川橋架設 橋げた両岸を結ぶ

この日は、下り走行車線部分で、長さ九メートル、高さ二・八メートル、幅一・九メートル、重さ二十七トンの鋼鉄製ブロック一本を架設しました。

この宇治川橋は、横島町大島の宇治川と横島町の同左岸を結ぶもので、全長二百七十四メートル。昭和五十九年十一月竣工、本年二月二十七日から架設の架設工事を進めてきました。同橋は本年十一月末には、完成の予定です。

京滋バイパス宇治川橋(仮)の架設工事は、四月四日、同川右岸と横島地区の高架橋とを結ぶことが、完成に向けて大きく前進しました。

市の機構を改革

市では、効率的な組織・機構の整備を図るために、4月14日付で機構の改革と人事異動を行いました。機構では、本市の最重点課題である63年京都国体の成功に向け、国体事務局の体制を強化。また、コミュニティーに関する業務体制拡充のために、広報課に自治振興係を新設しました。今回の機構改革に伴い、各部局を合わせて158人が異動しました。

国体局の体制を強化

今回の機構改革では、厳しい社会経済情勢の変化に対応し、多様化・高度化する市民要望にこたえるため、効率的な組織・機構の整備と、一方では職員定数増の適正化を図りました。

組織・機構については、本市の最重点課題である63年京都国体の成功に向け、体制強化のために国体事務局を、現の二課(係)から総務課、競技・訓練の課に増設、それぞれの課に、係を置き、十三名増員、総数二十八人の体制としました。

なお、今年度も国体への職員は、各課からの応援を基本に配置しました。

また、コミュニティーに関する業務体制を拡充するため、広報課に自治振興係を新設、廃園になった幼稚園の、コミュニティ施設などへの利用に向けて、開設準備のため担当主幹を配置しました。

一方、健康で明るい生活を過せるため、その一つとして老人保健の充実のため、保健予防課の充実のため、保健係(保健指導係)を再編しました。更に福祉事務所では、保護課(保護係)を第一、第二係に分割、保護業務の充実を図ることとしています。

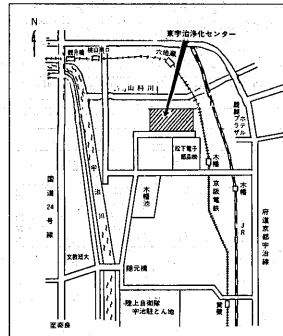
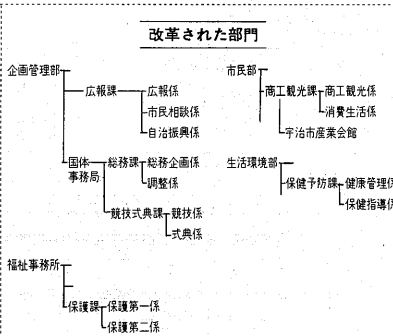
下水道事務は 東宇治浄化センターへ



▲下水道事務が取り扱われる東宇治浄化センター(木幡北島10)

現在、一部低用開始している公共下水道事業部では、下水道の管線等と今後の施設整備の充実を図る必要があり、

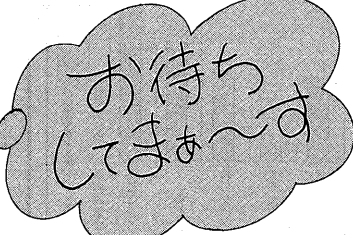
そこで、事務事業を推進するために、建設部下水道管理課と下水道建設課は、事務所を東宇治浄化センターに移転。今後、下水道に関する事務は、次の東宇治浄化センターで取り扱います。



おわびと訂正

四月一日発行の市政だより一面、投票所一覧表の中で、第千区の小倉小学校の所在地が、小倉町西浦3となつていましたが、正しくは小倉町西浦13です。ここに訂正しておきます。

春の市民文化祭



- 催し物**
- 展示** 陶芸・木工・木彫・文芸(短歌・俳句・エッセイ)・園芸・山草(午前9時～午後5時、5日は午後4時まで)
 - 講習など**
 - 「源氏物語宇治十帖」スライド(3日午後1時半)
 - 園芸講習会(4日午前10時)
 - 菊づくり講習会(4日午後1時半)
 - 8ミリ映画(5日午後1時半)
 - 茶席**
 - 抹茶＝3日、5日●せん茶＝4日(いずれも午前10時～午後3時)

5月3日(日)～5日(祝)・中央公民館

差別のない住みよい社会を



▶次代を担う子どもたち

同和問題を考える

5月3日は憲法記念日。憲法には、その基本原則の1つとして「基本的人権の尊重」が明記。これは、一人ひとりが尊重され、人間らしく幸せに暮らせる社会を築くことを目指しています。このように、憲法は私たちの人権を守り生活を保障。しかし、その権威を保つのは、すべて私たち自身の在り方にゆだねられています。憲法の意義を、身近な問題から今一度考えてみましょう。

5月3日は憲法記念日

日本国憲法が施行されてから、今年で四十年目。憲法は戦争の悲惨な体験(反省)から、一人ひとりが互いに尊重され、人間らしく暮らせる社会、誰もが人間らしく幸せに暮らせる平和な社会を築くことを目指して、制定されました。

国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の三本が憲法の基本原則。特に初人原則として、人間らしく生きる権利、つまり居住、移動の自由、働く権利、教育を受ける権利、健康で文化的な生活をおくる権利、幸福を追求する権利などを「基本的人権」として保障しています。

市民の力で 同和問題の解決を

私たちの社会には、様々な差別が存在しています。女性に対する差別、人種や民族に対する差別、身体に障害を持つ人々に対する差別、同和地区をそこに住む人々に対する差別などです。

人間の尊厳を踏みにじり、憲法で保障されている基本的人権が、様々な形で侵害されているのが現状です。とりわけ、同和地区に住んでいる人々に対する差別は、重大で深刻な社会問題です。

それは、江戸時代、徳川幕府によって確立された封建身分制度に基づく差別(因習)に、今なお仕事・結婚・教育・住環境など、生きていくために欠くことのできない権利と自由が侵害されているという問題です。

昭和四十年に国から出された同和对策基本法の発布では、同和地区であるが故に解決されずに取り残されている差別の実態と、同時に、憲法の下で一平等と見える就職、就学、結婚などの問題に、いざんとして厚い壁があり、感情・意識・思想などによる壁があることを指摘しました。

更に、同和問題を、人々の感情や意識に響く言葉になって表われる差別と、現実の暮



第11回解放文化祭
(S61.9.3 木幡河原隣保館で)

互いに守ろう 基本的人権を

毎日の暮らしの中で、大切な人権を守らなければならない。あなた自身、意識的・無意識的であることに関わらず、人を職業や学歴、出身地などで判断したり、女性や身体に障害を持つ人々に対して不利な人権を行使している。他人の人権を侵害してはいけません。

一方、私たちの社会には、まきあ家柄や血筋などを重んじる意識、昔ながらのしきたりや慣習、迷信が多く残っています。この中には、互いの人権を尊重する態度とかけ離れたもの、差別をきたすものがあります。

私一人ひとりが、同和問題を正しく認識し、差別をなくすために、家庭や地域、職場などで話し合い、基本的人権が尊重される明るく住みよい社会を築くために、積極的に行動しようではありませんか。

(同和对策委)

日本国憲法(前文)

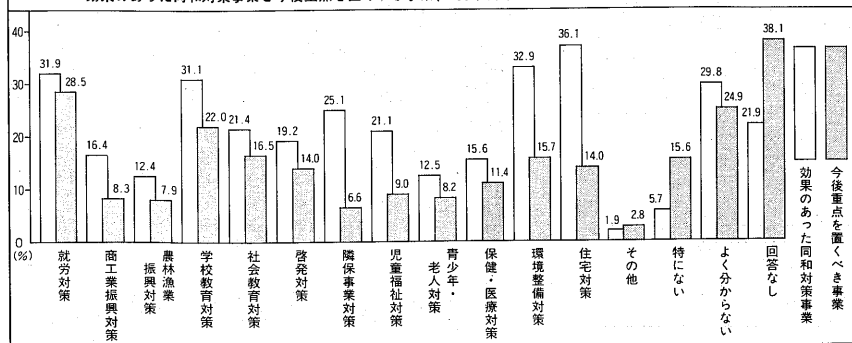
日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

効果のあった同和对策事業と今後重点を置くべき事業(S58年度、京都府同和問題意識調査、重複回答方式)



724